

小平市立学校給食センター更新事業 特定事業の選定について

小平市（以下「本市」という。）は、平成 31 年 2 月 15 日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、小平市立学校給食センター更新事業に関する実施方針を公表した。今般、法第 7 条の規定により、小平市立学校給食センター更新事業を特定事業として選定したので、法第 11 条の規定により、特定事業選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

平成 31 年 2 月 15 日

小平市長 小林 正 則

1 事業の概要

(1) 事業名称

小平市立学校給食センター更新事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

本事業は、現在の小平市立学校給食センター（以下「現学校給食センター」という。）を解体・撤去したのち、現敷地に調理能力 6,000 食／日の新たな学校給食センター（以下「本施設」という。）を整備し、平成 34 年度からの供用開始を目指すもので、本事業においては、実施方針の公表にて示したとおり、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が以下の業務を実施するものとする。

- ①本施設の施設整備（設計及び建設・工事監理等）に関する業務
 - ②現学校給食センターの解体・撤去に関する業務
 - ③本施設の維持管理・運営に関する業務（配送校における配膳業務や配膳室の日常清掃業務等を含む）
 - ④配送校配膳室の保冷庫の撤去及び保冷庫調達・設置に関する業務
- ※配送校：小平第一中学校、小平第二中学校、小平第三中学校、小平第四中学校、小平第五中学校、小平第六中学校、上水中学校、花小金井南中学校

(3) 事業方式

本事業は、法第 14 条第 1 項に基づき、本市が事業者と締結する PFI 事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の施設整備等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書に定める事業期間中、維持管理及び運営業務を遂行する方式（BT0: Build Transfer Operate）により実施する。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成 49 年 7 月 31 日までとする。

(5) 公共施設等の立地条件及び規模

- ①事業予定地：東京都小平市小川東町 5-17-10
- ②敷地面積：約 3,410 m²

2 事業の評価

本市の財政負担額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

(1) 本市の財政負担見込額による定量的評価

①本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を本市が自ら実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 財政負担見込み額算定の前提条件

	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
ア 財政負担の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備費用（調査・設計費、建設工事費、解体・撤去工事費、工事監理費、什器・備品整備費等） ② 維持管理及び運営費用 ③ 地方債の償還に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ① サービスの対価（調査・設計費、建設工事費、解体・撤去工事費、工事監理費、什器・備品整備費、維持管理及び運営費、割賦手数料、開業前経費、融資組成手数料等） ② アドバイザー費用 ③ モニタリング費用 ④ 地方債の償還に要する費用 ⑤ 事業者からの税込（市税）を調整
イ 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業期間：約 17 年 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・建設期間：27 か月 ・ 維持管理・運営期間：15 年 1 か月 ② 割引率：2.6% ③ インフレ率：考慮しない 	
ウ 資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 国庫補助金（学校施設環境改善交付金） ② 地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間 15 年（元本据置 3 年） ・ 元利均等償還（年 2 回、24 回払い） ・ 調達金利は、直近の政府資金金利をもとに近年の金利動向を勘案して設定 ③ 一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ① 国庫補助金（学校施設環境改善交付金） ② 地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市が自ら実施する場合と同一条件 ③ 一般財源 ④ 事業者の自己資金 ⑤ 民間金融機関借入金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間 15 年 ・ 元利均等償還（年 4 回、60 回払い） ⑥ 調達金利は、近年の金利動向を参考に、融資が可能となる水準に設定
エ 設計及び建設・工事監理、解体・撤去等に関する費用	概略の施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	他事例の実績、市場調査結果等に基づき、本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が見込まれる設定
オ 維持管理及び運営に関する費用	本市の同用途の施設及び他事例の実績等を勘案して設定	他事例の実績、市場調査結果等に基づき、本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が見込まれる設定

②財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、本市が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合の本市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなる。

	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額（現在価値）	4,757 百万円	4,613 百万円
指数	100.0	97.0

上記の算定結果より、市の財政負担額を比較したところ本事業を市が自ら実施する場合に比べて、PFI 事業として実施する場合は事業期間中の市の財政負担額が 3%削減することが見込まれる。

（２）PFI 事業として実施することの定性的評価

①財政支出の平準化

本市が自ら実施する場合は、施設整備段階で一時に多額の財政負担が発生するが、これに対して、PFI 事業として実施する場合は、施設整備費の一部に民間資金を活用し、当該費用を公共サービスの対価の一部として、長期にわたる維持管理期間を通じて事業者在一定額ずつ支払うこととなるため、本施設の整備等に係る本市の財政支出の平準化が期待できる。

②給食サービスの向上

本施設の施設整備、維持管理及び運営に関する業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力等が最大限に発揮される。

具体的には、供用開始後の維持管理及び運営方針に即し、事業者自らが設計及び建設することで、当該敷地を有効に活用しつつ、施設機能が向上した、効率的かつ効果的な調理環境が創出されることが期待できる。

これらに加え、官民のパートナーシップによる調理・衛生管理体制の充実を図ることで、より安全かつ安心な質の高い給食の提供、食育環境の充実等、さらなる給食サービスの向上が期待できる。

③建築物・各種設備機能の性能保持

学校給食センターでは、給食の提供に影響を及ぼさないよう調理設備等の機能・性能を保持することが重要である。本事業を PFI 事業として実施することで、不具合や故障等の発生を未然に防止する予防保全の考えが取り入れられ、長期的な観点で最適な時期に修繕や更新が実施されることで、良好な施設環境を長期間にわたって確保できる効果が期待できる。

④リスク分担の明確化による安定した事業運営

PFI 事業として実施する場合、施設整備のための設計・建設・解体等におけるリス

ク、事業の資金調達におけるリスク、維持管理・運営におけるリスク等、想定可能なリスクについて、民間に移転することが可能である。

本市と事業者との間で役割分担や管理体制を適切に整備することにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、長期にわたって、事業目的が円滑に遂行され、安定かつ効率的な事業運営が期待できる。

(3) 総合評価

本事業は PFI 事業として実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、約 3.0%の削減（リスク調整額を除く）を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上も期待することができる。

なお、本市から事業者に移転するリスクや、設計、建設、維持管理、運営の各業務の一括発注による事業期間内の公共部門の間接的コスト（庁内の人件費や事務費等）の削減効果については定量化していないが、この移転リスクを勘案すると、さらなる VFM（Value For Money）の拡大が見込まれる。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められることから、法第 7 条の規定に基づき特定事業として選定する。